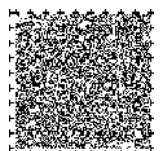




第4章 基本施策別の取組



1 施策体系・施策の展開

■ 体系図

1-1 共生社会の形成

- (1) ノーマライゼーションの推進
 - ア 普及啓発
 - イ 情報バリアフリーの促進
 - ウ 意思疎通支援の充実
- (2) ボランティア活動の促進
 - ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
 - イ ボランティア・市民活動センターの拡充
 - ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
- (3) 学習・文化・スポーツ活動の振興
 - ア 文化活動等の支援
 - イ 障害者スポーツの振興
- (4) 交流機会の拡大
 - ア イベント事業等の充実
 - イ 地域における交流機会の創出

1-2 生活支援の推進

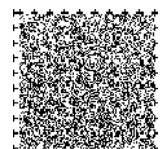
- (1) 情報提供・相談支援の充実
 - ア 障がい者サポートセンターの充実
 - イ 地域移行の推進
 - ウ 権利擁護の推進
- (2) 障害福祉サービスの充実
 - ア 自立支援給付の充実
 - イ 地域生活支援事業の充実
 - ウ 一般サービスの充実
- (3) 保健・医療の充実
 - ア 生活習慣病等の疾病等の予防
 - イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (4) 障害児支援の体制の確保
 - ア 障害児保育
 - イ 相談支援体制の充実
 - ウ 特別支援教育の充実
 - エ 特別支援学校等との連携の推進
- (5) 切れ目のない支援体制の整備
 - ア 自立支援協議会の機能の充実
 - イ 療育ネットワークの構築
 - ウ 家族、保護者への支援の強化

1-3 自立支援の推進

- (1) 就労の促進
 - ア 障害者就労支援センターの充実
 - イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携
 - ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築
- (2) 経済的自立の支援
 - ア 年金・手当等の支援
 - イ 権利の擁護
- (3) 住居の確保
 - ア 住居支援
 - イ グループホームの充実
 - ウ 居住環境の整備

1-4 快適なまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
 - ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進
 - イ 公共施設のバリアフリー化の推進
 - ウ 住宅のバリアフリー化の促進
 - エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進
 - オ 心のバリアフリー
- (2) 防災・防犯対策の充実
 - ア 防災対策の推進
 - イ 防犯対策



1-1 共生社会の形成

(1) ノーマライゼーションの推進

ア 普及啓発

障害のある方とない方が共に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの普及を図ってきていますが、現実には、まだ多くの偏見や差別が存在しています。障害のある方への理解を促進し、だれもが日々の暮らしの中で、生き生きとした生活を送ることのできる社会を目指すために、市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、ヘルプカードの普及啓発や各種講演会等の実施などにより、市民理解を促進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催における共生社会の機運および青梅市の差別解消条例の制定に合わせ啓発を推進していきます。

イ 情報バリアフリーの促進

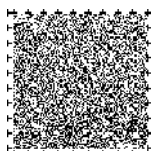
全ての人は、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関係なく、自立した日常生活を営み、自由に移動し、平等に社会参加する権利を有しています。障害の種類や程度による差はありますが、視覚・聴覚障害があると情報を入手するのに困難が伴うため、情報を複数の手段で提供する仕組みが重要であり、視覚障害のある方には点字や音声による読みあげ、聴覚障害のある方には、手話や字幕、要約筆記などの手段が必要です。情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障害のある方のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援していきます。

ウ 意思疎通支援の充実

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達が困難な方について、手話、要約筆記、点字などを活用してコミュニケーション手段の確保、筋萎縮性側索硬化症など、重度の言語機能障害のある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。

また、障害のある方などが日常生活や災害時に困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために、緊急連絡先や必要な支援内容が記載された「ヘルプカード」の普及・啓発に努めています。しかしながら、ヘルプカードを使用している方は、まだ少ない状況であることから、障害当事者だけでなく、社会全体でのヘルプカードに対する認知・理解を進めるため、効果的な周知・啓発を実施していきます。

手話通訳設置事業については、利用状況を把握しながら、引き続き適切に実施します。



(2) ボランティア活動の促進・・・・・・・・

ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組

学校教育において、相手を思いやる心や親切にすること、公共の精神などの豊かな人間性を育むことが重要となっています。

障害のある方に対する理解を深めるため、福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。小・中学校においては、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去（バリアフリー化）を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。

イ ボランティア・市民活動センターの拡充

地域福祉活動の中心的な担い手である青梅市社会福祉協議会および「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。

ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援

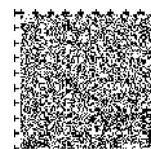
多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であることから、ボランティア・市民活動センターを通じてNPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興・・・・・・・・

ア 文化活動等の支援

障害のある方がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、生活の質を高めるとともに、様々な人々が交流することにより、障害への理解が深まることが期待されます。

障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。



イ 障害者スポーツの振興

様々な人々が障害者スポーツへの理解を深められるような啓発を行うとともに、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツの魅力を活かし、障害のある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会を作り、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。

スポーツ・レクリエーションフェスティバルでのボッチャの体験会等、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げるために、障害者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。

また、東京都障害者スポーツ大会などの啓発周知に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの市民や企業等に広く障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。

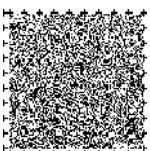
(4) 交流機会の拡大・・・・・・・・

ア イベント事業等の充実

障害のある方とボランティア、市民との交流を深め障害のある方の理解啓発として、障害者週間や東京2020パラリンピック競技大会等の普及啓発の一環として、スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどでのスポーツ交流等を促し、障害のある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。

イ 地域における交流機会の創出

地域の方との連携を深め、障害のある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障害のある方の地域生活拠点であるサポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障害者作品展覧会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。



1-2 生活支援の推進

(1) 情報提供・相談支援の充実・・・・・・・・

ア 障がい者サポートセンターの充実

障害のある方やその家族および障害者団体のための拠点施設として開設したサポートセンターについて、障害児を含めた障害のある方やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障害のある方への地域活動支援センター事業、障害者団体への会議室等の貸出し等の事業の充実を図ります。

また、障害者虐待防止業務を適切に実施し、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応など虐待防止対策を推進します。

イ 地域移行の推進

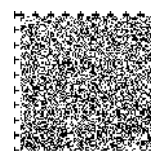
施設や病院に入所している障害のある方が地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等についての支援を行う地域移行支援、および居宅において単身等で生活する障害のある方について地域生活を継続していくための夜間を含む緊急時の連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援、地域生活に移行した後、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助について、引き続き、丁寧な情報提供による周知・利用促進を図ります。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。

ウ 権利擁護の推進

権利擁護についての啓発活動を推進し、障害のある方の権利行使の援助、障害者差別や虐待防止に関して取り組みます。

また、青梅市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護対策を進め、合わせて成年後見人制度の利用を促進します。



(2) 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・

ア 自立支援給付の充実

訪問系サービスは、在宅生活を送る上で基本となるサービスです。身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。

日中活動系サービスについては、生活介護や療養介護のほか、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、自立生活援助、就労支援（就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援）、短期入所などがあり、特別支援学校卒業時の就労支援や生活介護、緊急一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについては、支援体制の確保に向けて検討します。また、青梅市自立センターにおいても、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。

居住系サービスについては、障害のある方の地域移行が求められており、介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれています。

また、民間事業者の活用による共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護の施設についても充実を図ります。

各サービス提供事業者の質の向上や、事業の透明性を確保するため、第三者評価機関への受診や第三者委員会の設置や、事業所連絡会の開催等を促します。

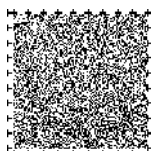
また、福祉サービスを支える人材育成のため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。

イ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業については、意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業の実施を継続するとともに、自動車運転教習費補助事業、奉仕員等養成事業などの事業の周知、内容の充実を図ります。

ウ 一般サービスの充実

障害者総合支援法以外のサービスについては、引き続き、障害のある方の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実を図り、障害のある方の生活支援に努めます。



(3) 保健・医療の充実・・・・・・・・

ア 生活習慣病等の疾病等の予防

「青梅市健康増進計画」にもとづき、障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。

イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

障害のある方一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、保健所等との連携を図り、障害に応じた適切な保健事業を実施し、障害のある方の保健対策の推進を図ります。

また、公共交通機関をはじめとする通院等のための移動手段を検討します。

(4) 障害児支援の体制の確保・・・・・・・・

ア 障害児保育

障害のある児童も含めた集団の中での「育ち」を保障していくために、保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れに努め、児童発達支援センターの設置の検討や、保育所等訪問支援の推進など障害児支援の充実を図ります。

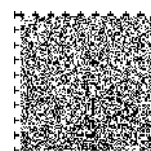
イ 相談支援体制の充実

障害のある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。

また、ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めていきます。

ウ 特別支援教育の充実

支援を必要とする一人ひとりの生活上や学習上の困難を改善するために、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要となっており、特別支援教育の充実を図るために、障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。



エ 特別支援学校等との連携の推進

障害のある児童・生徒に対する質の高い教育的対応を進めていくためには、児童・生徒一人ひとりの障害の程度、状態に応じた教育や指導の専門性を確保することが重要です。特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者と、日常的に連携を図ることで、障害があっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。

(5) 切れ目のない支援体制の整備

ア 自立支援協議会の機能の充実

関係機関、関係団体および障害者等の福祉、医療、教育または雇用等の関係者により構成される自立支援協議会の機能の充実に努めます。自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。

イ 療育ネットワークの構築

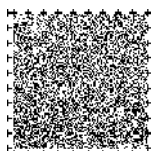
障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関連機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。

障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活と、重度化、高齢化など、各ライフステージにおいて、障害のある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として、基幹相談支援センターの整備の在り方について検討します。

ウ 家族、保護者への支援の強化

障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者からの相談は、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。

また、在宅生活における家族や保護者のレスパイトや、緊急時対応について、可能な事業所（短期入所等）の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、整備してまいります。



1-3 自立支援の推進

(1) 就労の促進

ア 障害者就労支援センターの充実

障害のある方の多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、青梅市障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。障害のある方が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していただけるよう支援を行います。

就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。

その他就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。

イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携

障害のある方の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障害のある方の就労を促進します。

また、離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。

ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

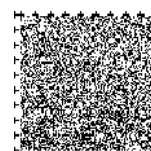
障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。

(2) 経済的自立の支援

ア 年金・手当等の支援

障害のある方やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。

また、市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。



イ 権利の擁護

生活設計や金銭管理を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する成年後見制度の適正な利用促進や、地域福祉権利擁護事業の普及、活用を推進します。

(3) 住居の確保

ア 居住支援

身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障害者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。

また、障害のある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。

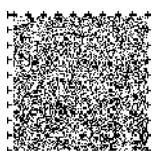
イ グループホームの充実

障害のある方の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障害のある方の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進し、重度障害者にも対応できる支援体制の充実を図っていきます。

また、民間の新規参入の誘致に当たっては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本指針にもとづき、情報提供等の支援を行っていきます。

ウ 居住環境の整備

入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。また、在宅で障害のある方へは、住宅改修事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。



1-4 快適なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・

ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進

「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）などにもとづき、引き続き、道路、公園、建築物など生活関連施設のバリアフリー化を推進し、障害のある方に配慮したまちづくりを進めます。

イ 公共施設のバリアフリー化の推進

障害のある方が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき整備します。

ウ 住宅のバリアフリー化の促進

住宅は、生活の最も基礎となる場です。障害のある方が暮らすために、段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。

エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

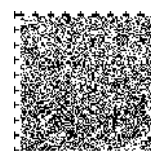
駅などの公共的施設については、その事業者に対して、障害のある方が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。

オ 心のバリアフリー

障害のある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナー*1および心のバリアフリー*2を推進していきます。

*1 ユニバーサルマナーとは、自分とは違うだれかの事を思いやり、理解し、高齢者や障害のある方、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことです。

*2 バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。一人ひとりが多様な人のことを思いやる心が心のバリアフリーです。



(2) 防災・防犯対策の充実

ア 防災対策の推進

障害のある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブックの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により、減災にも努めていきます。

また、自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設などとも連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実に努めていきます。

さらに、障害のある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関との連携体制のあり方について検討を進めます。

イ 防犯対策

障害のある方を犯罪から守り、地域の中で安心して安全な生活を送るために、関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障害のある方に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。

